

尾道市立浦崎中学校 部活動のきまり

令和6年4月8日
生徒指導部

1 目的

部活動は、学校教育活動の一環として行うものであり、単に技能だけを高める場ではなく、お互い協力し助け合い、励まし合う中で、豊かな人間性を育成し、素晴らしい伝統と校風をつくりあげていくことを目的とする。

2 意義

- (1) 生徒の自主性と個性を伸ばし、生徒の健全育成に役立てる。
- (2) 部活動を通して、体力や運動技能や感性を伸ばし、忍耐力や協調性、マナーやモラルなどを養う。
- (3) 教職員や異学年集団の中での人間関係づくりを行う。
- (4) 校則や部活動のきまり、集団のきまりを守り、所属感や連帯感を身につける。

3 入部・転部

- (1) 学校の部活動への入部は任意とする。
- (2) 入部期間は原則1年間とし、年度が替わる毎に入部届を提出する。
※年度途中で転部しても構わないが、その時は顧問や担任と相談する。

4. 活動について

- (1) 学期中 課業日
 - ①放課後に行う。(その日の天候や気温などにより、活動時間を中止する場合がある。)
 - ②朝練習は原則行なわないものとする。必要な場合は学校長の許可を得て、必ず顧問がついて活動する。
- (2) 学期中 土曜日、日曜日、祝祭日、振り替え休業日
 - 各部活動の計画に基づき活動できる。活動時間は1日4時間までとする。
 - 原則日曜日は部活動を行わないものとするが、正当な理由がある場合は保護者了承のもと学校長の許可を得て行うことができる。ただし、その週の平日いずれかの日を部活動休養日にあてる。(計画された部活動休養日以外にもう1日休養日を設ける)
 - 原則1日練習はしない。
- (3) 長期休業中 平日
 - 各部活動の計画に基づき活動できる。活動時間は1日3時間までとする。
 - その日の天候や気温などにより、活動を中止または時間短縮する場合がある。
 - 1日練習はしない。

(4) 長期休業中 土曜日、日曜日、祝祭日、振り替え休業日

○土曜日は各部活動の計画に基づき活動できる。活動時間は1日4時間までとし、原則1日練習はしない。

○土曜日以外は原則行わないものとするが、正当な理由がある場合は保護者了承のもと、学校長の許可を得て行うことができる。ただし、平日いずれかの日を部活動休養日にあてる。

○生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多用な活動を行うことが

○できるよう、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

※令和6年度＝令和6年8月10日～18日、12月28日～令和7年1月5日

※期間中に大会などがある場合は、別に休養期間を設ける。

5 活動を行わない日について

(1) 部活動休養日。

※原則水曜日と日曜日。ただし、職員研修や出張などで教職員全員が部活動につけない場

※合などは水曜日以外にも休養日を設ける場合がある。

(2) 試験発表中と試験日。

※大会直前で、活動が必要と考えられる場合は、学校長の許可を得て、保護者の同意のもと、必ず顧問がつい放課後の活動を許可する場合がある。(朝練は行わない)

(3) 学校長の判断で、活動に危険があると予測されたとき。(警報解除後も含む)

(4) 警報発令中のとき。(大雨・洪水・雷・オキシダント等)

6 活動のきまり

(1) 時間を守る。

①放課後の活動は、遅くともSHR終了後10分後には開始できるよう早くとりかかる。

②活動終了時刻を守り、速やかに片付け・掃除を行う。

○グラウンド＝グラウンド整備

※ボールなどの数の確認も

○体育館＝モップがけ、消灯、カーテンを開ける、施錠

確実に行う。

○文化部活動場所＝片づけ、掃除、消灯、戸締まり

③下校時刻を守る。

○完全下校時刻が守れなかった場合は、その回数に合わせて部活動を停止する。

(例:違反1回目＝次の活動日1日部活動停止)

(2) 服装・持ち物について

①課業日の部活動では学校規定の体操服で活動する。靴下も学校規定のものとする。

②土日祝日・長期休業中は、原則学校規定の体操服とする。ただし、部で揃えたシャツ・ウェアや顧問が認めた派手でないシャツ・ウェアであれば着用して活動してもかまわない。

③課業日の飲料水はお茶のみとする。

④土日祝日・長期休業中は、スポーツ飲料でもかまわない。ただし、原則水筒に入れるものとし、

⑤ペットボトルで持ってくる場合は、ペットボトルカバーなどに入れる。ゴミは必ず持ち帰る。

⑤熱中症予防のタブレットについてはスポーツ飲料と同じ扱いとする。

- ⑥部活動で使用する私物は、部室、教室のロッカーや玄関靴箱に置いて良い。活動場所や体育館靴箱などに置きっぱなしにしないこと。
- ⑦大会や部活動に必要な物は持ってこないこと。

【例＝アメ・ガムなど飲食物、マンガ、ゲーム、トランプなど】

○不要物を持って来た場合は、その回数に合わせて部活動を停止する。

(例:違反1回目＝次の活動日1日部活動停止)

(3)その他

①各部は指定された場所で活動する。

- 卓球部＝体育館 ○ソフトテニス部＝テニスコート
- 野球部＝中庭 ○総合文化部＝活動に必要な教室
- 陸上競技部＝グラウンド

※雨天時に校舎内を使つての活動は禁止する。

②課業日に、体調不良で保健室で1時間以上休養したり、体育を見学したりした場合は、原則部活動には参加せず、下校して自宅で休養したり、病院を受診することが望ましい。

②参加できると判断された場合は、見学や運動の軽減をするなど顧問と相談して参加する。

③土日祝日の部活動に欠席・遅刻がある場合は必ず学校へコドモンにて連絡する。

※他の部員に伝えるなどはしない。

④完全下校時刻を全員が守るため、つぎのよう下校点検・放送を行う。

○点検・放送当番(1学期)

月	火	水	木	金
卓球部	ソフトテニス部	(休養日)	総合文化部	野球部 または 陸上競技部

○点検・放送当番(2学期～)

月	火	水	木	金
卓球部	ソフトテニス部	(休養日)	総合文化部	陸上競技部

○基準＝完全下校時刻のチャイムの鳴り終わりに全員正門から出ていること。

○点検・放送当番にあたった部の顧問は、生徒と一緒に正門に立つ。